

平成23年度 美しい町づくり事業補助金について

■各事業の限度額は下表のとおりです。
■補助対象となるもの

花壇の整備

■工事費（業者が施工した場合）対象となります。地区、団体で施工した場合の労務賃は対象外です。材料費は、対象となります。

花の苗、球根等の購入

■花の苗、球根は対象です。又、肥料代、土代は、花代、球根代の合計の2割までが対象となります。マルチ等は対象外です。

景観作物の種子の購入

■景観作物の種子は対象です。又、肥料代、土代は、景観作物の種子の合計の2割までが対象となります。ただし、種子から育苗し植栽した場合は、苗の市販の相場同等以下であればそれに費やした経費は対象となります。

景観樹木の苗木の購入

■景観樹木の苗木は対象です。又、肥料代、土代は、景観樹木の苗木代の2割までが対象となります。植栽費については、業者が植栽した場合のみ対象となります。

■申請期間 平成23年4月1日（金）～4月29日（金）

■予算を超える申請を打ち切ります。

■事業実績報告 平成24年3月30日（金）まで

■交付申請の提出の際の留意点

■事業計画は、詳しく具体的に記載してください。

■収支計画書は、積算基礎のわかるもの（花の苗の名前、数量、単価が記載された見積書等）積算基礎が不明瞭なものについては、受理できない場合があります。

■事業完了届の提出の際の留意点

■領収書は、必ず地区名、団体名で書いてもらってください。

■領収書はコピー可。納品書等明細（花の苗の数量、単価が記載されたもの）

■事業実施前・完了後の写真を添付してください。（種 苗、球根等購入したものをすべてを写した写真も添付してください。）

■現地確認について

■事業が完了した際は、連絡ください。現地確認させていただきます。

お問い合わせ先

町民環境課 環境係 岸川 電話(08668)5412684

区 分	補 助 率	限 度 額
花壇の整備	工事費の9/10	20万円
花の苗、球根等の購入	購入費の9/10	10万円
景観作物の種子の購入	購入費の9/10	10万円
景観樹木の苗木の購入	購入費の9/10	10万円

高等学校等通学助成金制度の紹介

高校生等通学助成事業制度を

ご利用ください！



鏡野町では、高校生等の遠距離通学に要する経費の一部を助成することにより、保護者等の財政的負担の軽減を図るとともに、青少年の人材の育成及び魅力ある地域づくりの推進を図るため助成事業を行っております。

対 象

■鏡野町に住所を有する20歳までの者（住民基本台帳法及び外国人登録法に記載のある者）で交通手段を問わず本町内の住所地から高等学校等に通学する者及びやむを得ず本町内の住所地を離れ、高等学校等に通学する者で第3学年在学者までを対象とします。

■高等学校等とは、

学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部及び同法82条の2に規定する専修学校の高等課程をいいます。

助成額

■自宅から高等学校までの距離が15 km以上30 km未満

1ヶ月 3,000円

■自宅から高等学校までの距離が30 km以上

1ヶ月 5,000円

■距離については公共交通機関を利用した場合の距離

■支払いは、年間助成額（12ヶ月分）を一括で支払させていただきます。

■ただし、

■中途退学等があった場合、その旨を町長へ届け出ることが必要であり、過受給となる場合は月割計算により返還が生じる場合があります。

■詳細のお問い合わせ、様式の請求は本庁企画課もしくは各振興センター地域振興課までお願いします。